

**2014 年度 第三期（タイ語）**  
**九州アジア観光アイランド特区ガイド**  
**育成研修受講生 募集要項**

**【研修申込方法】**

○郵送による申込先

九州特区ガイド研修事務局

住 所：〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-1-35  
新KBCビル6F JTBビジネスサポート九州内

T E L：0570-032-109

受付時間：平日10:00～17:30

（土日・祝日及び12月27日～1月4日は受付していません。）

○電子申請による申込先

九州特区ガイド研修事務局

E-mail：[kyushu-tokku@kys.jtb.jp](mailto:kyushu-tokku@kys.jtb.jp)

**【募集要項の請求方法】**

○郵送による請求方法

封筒の表に「特区ガイド募集要項請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒〔角形2号封筒（33×24cm程度）〕を同封の上、九州特区ガイド研修事務局（下記、郵送による請求先）まで郵送してください。

○郵送による請求先

九州特区ガイド研修事務局

住 所：〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-1-35  
新KBCビル6F JTBビジネスサポート九州内

○九州観光推進機構のホームページ（九州アジア観光アイランド特区ガイド総合サイト）からダウンロードできます。

一般社団法人 九州観光推進機構

<http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/>

**主 催：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、  
鹿児島県、福岡市、一般社団法人 九州観光推進機構**

## 2014年度 第三期（タイ語） 九州アジア観光アイランド

### 特区ガイド育成研修受講生 募集要項

通訳案内士は、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をすることができる資格で、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）では試験に合格することが必要とされています。

この特例として、「九州アジア観光アイランド総合特区」が総合特別区域法（平成23年法律第81号）における地域活性化総合特別区域の指定（2013年2月15日）、計画認定（2013年6月28日）及び計画変更認定（2014年6月27日）を受けたことから、新たにタイ語についても、国家試験を受けることなく、九州7県、福岡市及び一般社団法人九州観光推進機構が実施する通訳案内に関する研修を修了し、福岡県知事の登録を受けることにより、九州域内で、有償で外国語を用いた通訳案内を行うことができるようになりました。

つきましては、2014年度第三期において、タイ語の特区ガイド（地域活性化総合特別区域通訳案内士）研修受講生を以下のとおり募集いたします。

#### 1 研修名

九州アジア観光アイランド特区ガイド育成研修

#### 2 対象言語

タイ語

#### 3 特区ガイドが活動できる地域

九州全域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

#### 4 応募要件について

区分	内容
日本語を母語とする方	タイ語により、外国人観光客を円滑に案内できる語学能力を有する方  (語学能力の目安) タイ語：タイ語検定2級相当または実用タイ語検定2級相当のタイ語会話能力 ※P3.「5 研修コースについて」を参照
タイ語を母語とする方	日本語での観光業務に支障がなく、外国人観光客を円滑に案内できる語学能力を有する方

※タイ語の検定試験の合格の有無により、研修の受講時間が異なります（P3.「5 研修コースについて」を参照）。検定試験に合格している方以外であっても応募は可能です。

※当研修は日本語で実施します。

※九州以外にお住いの方も応募することができます。

※募集に際し、年齢制限は設けておりません。

※応募者多数の場合は、研修申込書の記載内容、語学能力、居住地等を勘案したうえで、抽選とさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。

## 5 研修コースについて

研修については、以下の3つの中から、該当するコースを受講します。コースごとの受講時間は以下のとおりになります。

内 容	区分	受講時間
日本語を母語とする方	Aコース	60時間
うち、タイ語の下記検定試験に合格している方 タイ語：タイ語検定2級相当または実用タイ語検定2級相当以上	Bコース	45時間
タイ語を母語とする方	Cコース	43時間

※Bコース該当者は、語学研修の受講時間が5時間となりますが、Aコースと同様に20時間の語学研修の受講を希望する方は、Aコース（60時間）を選択することも可能です。

## 6 研修の募集及び実施の期間等について

募集及び研修は、以下のとおり実施します。

(※研修時間の詳細は別紙研修日程表をご覧ください。)

### <第三期（タイ語）>

開催県	クラス名 (募集人数)	募集期間	研修期間	口述試験日
福岡県及び福岡市	第三期・土・日クラス (20名)	2014年12月3日(水) ～2015年1月13日(火)	2015年2月7日(土) ～3月21日(土)	2015年3月21日 (土)
大分県	第三期・平日クラス (20名)	<b>【郵送による申込期限】</b> 1月13日(火)必着 <b>【電子申請申込期限】</b> 1月13日(火)17:00	2015年2月9日(月) ～3月6日(金)	2015年3月6日 (金)

## 7 研修申込について

<p>提出書類</p>	<p>(1) 「九州アジア観光アイランド特区ガイド育成研修申込書」          ※様式は、一般社団法人九州観光推進機構のホームページ（九州アジア観光アイランド特区ガイド総合サイト）からダウンロードできます。  <a href="http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/">http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/</a></p> <p>(2) 次の①～④の書類のうち、いずれか1点のコピーを添付してください。留学生の方は、③の学生証のコピーを必ず添付してください。          なお、①～④をお持ちでない方のみ⑤のコピーを添付してください。          ①運転免許証          ②旅券（パスポート）          ③学生証（氏名、生年月日、住所、学校名、顔写真が確認できるページ）※留学生の方は必ず添付してください。          ④在留カード（外国人の方）          ⑤各種健康保険証等、本人が確認できる資料</p> <p>(3) 日本語を母語とし、P 3. 「5 研修コースについて」に記載するBコースの受講を希望する方は、タイ語の検定試験に係る資格を証する書類のコピーを添付してください。          （Aコースの受講を希望する方も、応募多数の場合の選考の参考にしますので、タイ語の検定試験等に合格している方は、上記のとおり添付してください。）</p> <p>(4) P 5. 「8 受講科目免除について」に記載する、研修科目「救急救命」の受講科目免除を希望する方は、消防機関等が発行する救命講習の修了証等のコピーを添付してください。</p>
<p>申込方法</p>	<p>郵送又は電子申請いずれかの方法によること。</p> <p><b>【郵送による申込】</b>          上記、提出書類(1)(2)及び(3)(4)のうち必要な書類を送付すること。封筒の表に「九州特区ガイド育成研修申込書在中」と朱書きし、「簡易書留」で送付してください。</p> <p><b>【電子申請による申込】</b>          上記、提出書類(1)(2)及び(3)(4)のうち必要な書類を送付すること。提出書類(2)～(4)はPDF形式により電子データ化のうえ、(1)と併せて電子メールにて送付すること。FAXによる送付は出来ません。          ※電子申請による留意事項          電子申請の際のデータ容量は、1回の送信につき、2メガバイト(MB)が上限となります。          なお、電子申請による申込は、九州特区ガイド研修事務局からの返信メールをもって、受付完了となりますのでご注意ください。</p>

送付先	<p><b>【郵送による申込先】</b>  九州特区ガイド研修事務局  〒810-0072  福岡県福岡市中央区長浜1-1-35  新KBCビル6F JTB ビジネスサポート九州内</p> <p><b>【電子申請による申込先】</b>  九州特区ガイド研修事務局  E-mail : <a href="mailto:kyushu-tokku@kys.jtb.jp">kyushu-tokku@kys.jtb.jp</a></p>
-----	--

## 8 受講科目免除について

以下に該当する方は、研修受講を免除します。

### ○研修科目「救急救命」

過去3年間（2011年以降）において地方自治体等が実施する救命講習の修了者については、申請により研修科目「救急救命」を免除します。受講免除を希望する方は、消防機関等が発行する救命講習の修了証等のコピーを、研修申込書に添付してください。

## 9 研修受講の可否について

研修受講の可否については、以下の期間に郵送にて通知します。

通知期間を過ぎてもお手元に届かなかった場合は、九州特区ガイド研修事務局にお問い合わせください。

研修受講の可否に係る通知期間	<b>&lt;第三期（タイ語）&gt;</b> 2015年1月21日（水）～2015年1月23日（金）
----------------	--

※応募者多数の場合は、研修申込書の記載内容、語学能力、居住地等を勘案したうえで、抽選とさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。当該研修受講の可否について、上記期間に郵送にてお知らせいたします。

## 10 研修会場について

研修会場の詳細については、受講決定通知時に送付します。

開催県	研修会場
福岡県及び福岡市	〒813-8529 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 福岡女子大学
大分県	〒874-0023 大分県別府市上人ヶ浜町2番12号 別府市国際交流会館

## 11 研修内容について

研修科目	研修内容	受講時間
オリエンテーション	研修の開催に当たっての説明及びアイスブレイク (グループに分かれ、日本語およびタイ語のコミュニケーション能力を測る。)	2時間
ホスピタリティ	外国人旅行者の特徴、ガイドの立ち居振る舞い、 おもてなし精神 (※授業終盤に、理解度テストを実施する。)	2時間
日本語・文化・マナー	日本語表現、日本の習慣・マナー (※授業終盤に、理解度テストを実施する。)	0～3時間
語学研修	タイ語を用いて、旅行者とのコミュニケーションを 円滑に図る知識 (※授業終盤に、理解度テストを実施する。)	0～20時 間
旅程管理	旅行者の移動の円滑化に関する知識 安全対策及び事故発生時の対処等 (※授業終盤に、理解度テストを実施する。)	5時間
九州観光の概要	インバウンドツアー概要、九州の観光資源 (※授業終盤に、理解度テストを実施する。)	10時間
救急救命	心肺蘇生法、AEDトレーナー実技等	3時間
実務研修	模擬バスツアー等でのガイドスキル向上研修	18時間

※上記研修のうち、P 3.「5 研修コースについて」の中の該当するコースの受講時間になります。

## 12 受講料等について

受講料及びテキスト代は無料です。ただし、実務研修に要する経費（入場料、食事代等）は、実費負担（3,000円程度）となります。詳細はオリエンテーション時にご説明いたします。

なお、留学生は、当該実費負担分について免除します。（当要項における留学生とは、Cコースを選択された方のうち学生とします。）

※特区ガイドとして登録する手数料 5,100円や登録の際に提出する健康診断書に要する経費等が別途必要となります。

### 13 口述試験について

全ての研修を履修した受講生に対して、以下のとおり口述試験を実施します。

#### (1) 実施期間

開催県	クラス名		口述試験日
福岡県及び 福岡市	第三期 (タイ語)	土・日クラス	2015年3月21日 (土)
大分県		平日クラス	2015年3月6日 (金)

#### (2) 実施内容

1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を計る他、対象言語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力について審査の対象とします。

また、タイ語を母語とする方については、日本語によるスピーキングスキルやプレゼンテーション能力の審査を行います。

#### (3) 口述試験の日時及び試験会場

受験者には別途受験時刻(集合時刻)及び試験会場(部屋番号)を連絡します。

### 14 合格発表について

九州観光推進機構のホームページ(九州アジア観光アイランド特区ガイド総合サイト)  
<http://www.welcomekyushu.jp/kaiin/kyushutokkuguide/news/>

に合格者の整理番号(例:2014-〇-〇)を掲示し、同日、可否についての通知書を郵送します。※研修受講番号(例:福岡(土・日)-タイ-〇-〇)ではありませんのでご注意ください。

開催県	クラス名		合格発表日
福岡県及び 福岡市	第三期 (タイ語)	土・日クラス	2015年3月30日 (月)
大分県		平日クラス	2015年3月18日 (水)

口述試験合格者に対しては「修了証書」を発行します。

また、口述試験合格者以外の方については、履修済の研修科目名を記載した「履修証明書」を発行します。当該受講記録は3年間有効(2014年度研修による受講記録は2018年3月31日まで有効)となります。履修済の研修科目は、有効期限内であれば、次回以降の受講が免除されます。

### 15 登録について

口述試験に合格した方は、県に申請して登録を受けることにより、有償で九州全域を通訳案内ができます。口述試験に合格しても登録を受けない場合には、特区ガイド(地域活性化総合特別区域通訳案内士)となりませんので、ご注意ください。

登録申請の際は、登録申請書の他に登録手数料5,100円、健康診断書等が必要となります。詳細は、口述試験の合格発表時に文書にて送付させていただきます。

## 16 留意事項

特区ガイド（地域活性化総合特別区域通訳案内士）に認定されましても、個人の収入、その他の利益を保証するものではないことをご了承ください。

当該特区ガイドは、国家資格である「通訳案内士」とは異なりますので、九州域外にて有償で通訳ガイド活動を行うことはできません。「通訳案内士」として活動を希望される方は、指定された試験を受験して下さい。

なお、特区ガイドの資格を取得しても、通訳案内士試験（国家試験）の科目免除等の措置はございません。

## 17 その他

- (1) 研修受講決定者であっても、外国人観光客を円滑に案内できる語学能力を有していない方については、研修実施に支障がありますので、受講をお断りすることがあります。予めご了承ください。
- (2) 当該研修は、救命講習や実務研修が含まれます。研修中は、受講生ご自身の責任において、体調管理に努めていただきますようお願いいたします。
- (3) 研修会場には託児施設はご準備しておりませんので、ご了承ください。

## 18 問い合わせ先

### 九州特区ガイド研修事務局

住 所：〒810-0072

福岡県福岡市中央区長浜1-1-35

新KBCビル6F J T B ビジネスサポート九州内

T E L：0570-032-109

E-mail：[kyushu-tokku@kys.jtb.jp](mailto:kyushu-tokku@kys.jtb.jp)

#### 【電話でのお問い合わせ】

受付時間：平日 10:00～17:30

（土日・祝日及び12月27日～1月4日は受付しておりません。）

### 一般社団法人 九州観光推進機構

住 所：〒810-0004

福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 電気ビル共創館7階

T E L：092-751-2950

E-mail：[kyushutokkuguide@welcomekyushu.jp](mailto:kyushutokkuguide@welcomekyushu.jp)

#### 【電話でのお問い合わせ】

受付時間：平日 10:00～17:30

（土日・祝日及び12月27日～1月4日は受付しておりません。）



## 19 研修主催

福岡県／佐賀県／長崎県／熊本県／大分県／宮崎県／鹿児島県／福岡市／  
一般社団法人 九州観光推進機構